

諮問番号：平成28年度諮問第19号
答申番号：平成28年度答申第19号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、交通費の支給に関する部分（後記第2の1(2)）は却下されるべきであり、その余の部分は棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、原処分（生活保護変更申請却下処分）について、次のとおり主張しているものと解される。

- (1) 審査請求人は、電話を持っておらず、通信手段がないため働くことができないので、通信の手段として電話を設置する費用の支給を求め生活保護変更申請を行ったが却下されたことについて不服である。
- (2) 長男の修学旅行先での急な体調不良のため保護者である審査請求人が迎えに行くこととなった場合の交通費の支給を求め生活保護変更申請を行ったが却下されたことについて不服である。
- (3) 日本国憲法に規定する理念に基づく理由がなく申請を却下されたことは不服である。

2 処分庁の主張の要旨

原処分は、法令及び通知に示す取扱いに従い適法かつ正当に行われており、違法又は不当な点はなく、請求人の主張は次のとおり理由がない。

(1) 前記1(1)について

厚生労働省の通知において、「被保護者は、経常的最低生活費の範囲内において、通常予測される生活需要はすべてまかなうべきものである」と示されており、生活保護法における基準生活費や加算等の経常的最低生活費も月々これを完全に消費すべきものというのではなく、ある程度の期間を通じてのやり繰りを考慮したいわば平均月額的な意味での基準として設定されている。また、一時扶助において、審査請求人の主張する通信費を支給する規定も存在しない。

(2) 前記1(2)について

審査請求人の主張する交通費は、一時扶助の交通費の支給要件に明らかに該当しない。また、審査請求人がその長男の修学旅行先へ渡航するための費用を必要とされていた事実は確認されていない。現に需要が生じていない状況下において、保護費として支給することは生活保護法の予定するところではなく、処分庁において前記1(2)に係る交通費を支給する決定を行う余地はない。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 審査請求人は、携帯電話又は固定電話による通信手段に係る費用の支給を求めて生活保護変更申請を行ったところであるが、その設置費用は、通常予測される生活需要に含まれ、経常的最低生活費の範囲内でまかなわれるべきもので

あり、また、一時扶助費を支給すべき場合には該当しないことから、当該申請を却下した原処分は違法、不当な点は認められない。

- 2 また、審査請求人は、長男の修学旅行の途中帰路の費用として、東京往復1名分及び片道1名分の交通費の支給を求めて生活保護変更申請を行ったところであるが、長男は、修学旅行先から何事もなく帰ってきたところであり、審査請求人が長男の修学旅行先へ迎えに行った事実はなく、審査請求人自身もそうした事実がないことを認めているので、その交通費について一時扶助費の支給を求める前提を欠いており、したがって、審査請求人に原処分のうち当該交通費に関する処分の取消しを求める法律上の利益がないことは明らかである。
- 3 審査請求人は、日本国憲法に規定する理念に基づく理由がなく申請を却下されたことは不服であると主張するが、処分に付記すべき理由は、処分に関する基準や適用関係が具体的に示されたものであれば足り、審査請求人の主張を採用することはできない。
- 4 したがって、本件審査請求のうち前記第2の1(1)及び(3)に係る部分は、審査請求人の主張には理由がなく、これを採用することはできないから、棄却されるべきである。また、本件審査請求のうち同(2)に係る部分は、不適法であるから、却下されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成28年12月8日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月15日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

生活保護費の支給額の算出基礎となる最低生活費には、月々の経常的な最低生活需要のすべてを満たすための費用として認定される経常的な最低生活費のほか、経常的な最低生活費で賄うことが困難な特別の需要に対応するための費用として臨時的に認定される一時扶助費があるが、この一時扶助費は、臨時特別の需要があれば無制約に認められるものではなく、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、認められるべきものである。

以上を前提に、審査請求人の主張を見ると、最初に、電話を設置する費用の支給については、当該費用は、月々の経常的な最低生活需要を満たすための費用といえることができるから、その支給を求めた生活保護変更申請を却下した原処分は違法、不当な点はない。

次に、審査請求人の長男の修学旅行に係る途中帰路の交通費の支給については、一時扶助費として支給すべき必要性や緊急性が認められないから、その支給を求めた生活保護変更申請を却下した原処分は違法、不当な点はない。さらに、当該長男が何事もなく修学旅行から戻り、当該費用の支給を必要としなくなったにもかかわらず、その支給を求めて本審査請求をしたことは、原処分の取消しを求める法律上の利益を欠き、不適法というべきである。

また、原処分に付した理由は、処分に関する基準や適用関係が具体的に示されており、原処分を違法、不当とする余地はないから、審査請求人の主張を採用することはできない。

加えて、審理員の審理手続も適正なものと認められるから、本件審査請求のうち交通費の支給に関する部分を却下し、その余の部分を棄却するべきであるとす

た審理員意見書の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美